

国名	アルゼンチン
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者◎ ・自営業，家族従業者◎ ・協同組合組合員 (cooperative members)，組合専従者，聖職者△ ・専業主婦△ ・軍隊，警察軍および特定の自治体の公務員については適用除外がある。
保険料率 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者については，11%の保険料率が適用され，保険料がかかる収入の上限が存在する。また，雇用主については，給与の16%の保険料率となる。なお，保険料率には老齢年金以外の社会保険料も含まれる。 ・自営業者については，基本的に所得に比例した保険料が定められている。また低所得自営業者向けに，定額保険料の特別制度がある。
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢は男性で65歳，女性60歳であるが，30年以上の拠出期間が必要となる。 ・70歳以上の高齢者については，所得制限がある非拠出制年金がある。
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年11月の最低年金は，195,557ペソ。11月30日の公式レート (1ドル=102.72ペソ) で283ドル。
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎年金については，法律と政令により一定額と定められ，インフレに伴い増額されている。 ・被用者については1994年の7月より前に納めた保険料については，過去10年間の平均賃金の1.5%が補償年金 (Compensatory pension) として加算される。 ・同じく1994年の7月以降に納めた保険料については，過去10年間の平均賃金の1.5%が付加年金 (Additional pension) として加算される。
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基礎年金が存在し，所得再分配機能を有する。
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課方式がとられている。
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> ・一部税による財源が用いられている。
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> ・拠出制年金に最低額が設定されている。
無年金者への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・税による非拠出制年金が存在する。 ・また，年金モラトリアムが政令で公布され，保険料支払いが30年に達しない人についての救済措置がとられている。
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> ・1994年に民営の積み立て方式の年金制度を選択できるよう制度改正が行われたが，2008年に再び国有化された。

(宇佐見耕一・同志社大学グローバル地域文化学部教授)

アルゼンチンの年金制度

宇佐見耕一（同志社大学グローバル地域文化学部教授）

1. 制度の特色

アルゼンチンでは1950年代に被用者および自営業者を含んだ全勤労者を対象とした賦課方式の年金制度が制定された。しかし、実質的にはフォーマルセクターの被用者がカバーされ、広範なインフォーマルセクターの勤労者は年金制度にカバーされていなかった。賦課方式による公的年金制度は、年金財政赤字等の諸問題により1990年代に一部民営化された。その後2001年経済危機を契機として成立した左派政権により、2008年に一部民営化された年金制度は再度国有化され、保険料未納者への対策も拡充しつつある。2015年12月に中道左派政権から中道右派政権への政権交代があり、2017年末に国民的論争の中で、年金支給額を全体として抑制する改革を実行した。しかし、2019年末には再び中道左派が政権に返り咲き、今後の動向が注目される。

2. 沿革

第二次世界大戦前後から職域別に整備されてきた年金制度は、その後統合がすすみ、被用者、公務員、自営業者向けの賦課方式年金を核とする制度が1960年代末までに完成した。それは制度的には全勤労者を対象としたものであったが、実質的にフォーマルセクターの被用者が中心であり、年金受給率も1980年代に60%となってから頭打ちとなっていた。こうして成立した制度は、広範なインフォーマルセクターが年金制度に実質的に参入できずにおり、また自営業年金制度の保険料未納率も高かった。

1980年代のラテンアメリカは「失われた10年」とよばれる経済危機の最中にあり、アルゼンチンも深刻な経済危機に見舞われた。年金財政も寛容な給付基準、保険料未納の拡大や基準所得の不正申請などにより赤字化していった。1990年代になると経済危機への反省から、市場機能に信を置く新自由主義的改革が導入され、広範な公営部門の民営化が進行し、そのような状況の中で年金制度の民営化議論が活発

化していった。

1994年に年金制度は改正され、賦課方式の公的共通基礎年金に、過去の保険料支払い履歴を反映した補償年金、それに加入者が賦課方式の公的付加年金か民間積立方式かを選択できるように制度改正がなされた。民間積立方式選択者は、個人の年金口座に保険料を積み立て、退職後にその口座の残高より年金を受給することとなった。さらに民間積立方式を選択した者は、年金基金運用会社も選択出来ることとなった。政府の様々な誘導措置もあり、民間積立方式を選択する者が70%を超え、年金制度の加入率自体も向上した。

年金の民営化の狙いとしては、資本市場の活性化というマクロ的目的の他に、保険料支払いと受給がリンクすることによる未納率の低下や民営化による制度の効率的運営が期待された。しかし、民営化後も未納率は改善せず、経済状況の悪化によりそれはむしろ拡大していった。また、年金基金運用会社の高額な手数料も問題となった。そしてなにより、年金の賦課方式から積立方式への転換は、当面の年金支払いを財政が負わざるを得なくなるという賦課年金債務問題による財政の悪化をもたらした。

こうした状況の下、2001年にアルゼンチンでは再び経済危機が起こり、当時新自由主義政策を継続していた政権が民衆の抗議のなか崩壊し、暫定政権を経て2003年にキルチネル・ペロン党政権が成立した。同政権は、反新自由主義を明確に表明する左派政権で、1990年代に民営化された企業の再国有化を部分的にすすめ、経済過程に対する国家の介入を強化する傾向にあった。そのような中で2004年に年金モラトリアムが政令で施行され、年金未納者も年金を受給できるようになった。さらに2007年にはキルチネル大統領の夫人クリスティーナが大統領に当選し、キルチネルの左派路線が継続されている。そのクリスティーナ政権により、2008年リーマンショックに端を発した世界同時不況の最中、一部民営化された年金制度の再国有化が断行された。その結果、アルゼンチンの年金制度は公的賦課方式の制度となっている。

2015年12月には中道右派のマウリシオ・マクリ・ブエノスアイレス市長が大統領選挙で勝利し、中道右派政権が誕生した。マクリ政権は、中道左派政権

期に定められた経済規制を矢継ぎ早に緩和する政策をとったが、年金制度は2008年改革時の制度が維持された。その後、2019年末にアルベルト・フェルナンデスが大統領に当選し、中道左派が政権に返り咲いたが、年金制度の基本は維持されている。

3. 制度体系の概要

(1) 公的賦課方式年金制度

現在の拠出制公的年金制度は、1994年に公布された法律24241号が基本となっている。それを基に、2007年の再国有化法により民営部分を賦課方式に再統合したものが現在の制度である。年金の種類としては第一に老齢年金があり、それは共通基礎年金(PBU: Prestación Básica Universal)、1994年改革以前の保険料納付率に応じた補償年金(PC: Prestación Compensatoria)、そして保険料納付期間と金額に応じた付加年金(PAP: Prestación Adicional por Permanencia)から構成される。第二に障害年金があり、障害の程度は医師による委員会決定される。第三に遺族年金があり、配偶者や18歳以下の子等が受給対象者となる。

(2) 非拠出制年金制度

社会保険方式の年金に対して、国立社会保険機構(ANSES)が管轄する全額税を財源とした非拠出制年金がある。非拠出制年金には、老齢年金、障害年金、7人以上の子を持つ母を対象とした年金、議会で認められた年金、特別法による年金がある。非拠出制の老齢年金、障害年金、多子年金を受給する条件は、貧困状況にあり財産を持たず他の社会保障を受給していないことが条件となっている。また、非拠出制老齢年金の支給年齢は、拠出制年金よりも遅く70歳となっている。非拠出制年金の受給者はキルチネル・クリスティーナ政権下で増大しており、2003年の受給者が約32万人であったのに対して2008年には約69万人に達している¹⁾。しかし、その後2016年に後述する非拠出制の普遍的高齢者年金制度が制定されている。

4. 給付算定方式

アルゼンチンでは、18歳以上の勤労者はアルゼンチン統合年金システム(Sistema Integrado Previ-

sional Argentino)に強制加入することになっている。年金受給の条件は、30年間の年金保険料納入をすることであり、受給年齢は女性60歳、男性65歳となっている。保険料は被用者の場合、給与の一定割合(被用者11%と雇用者16%)を納入し、自営業者の場合は利益の27%を納入する。

共通基礎年金は1994年制定の法律24241号には326ペソと決められている。その額は、毎年改定されている。共通基礎年金の受給条件に保険料納付月数が満たない場合、2年分の未納期間につき1年分の保険料を支払えば共通基礎年金が受給できることになっている。また、補償年金は被用者の場合、保険料の支払いの基準となるインフレ調整済み賃金の退職前120ヶ月分平均額を1年につき1.5%加算し、最大35年分まで加算される。保険料の納付が35年を超過した場合も退職前の10年の賃金の1.5%が保険料納付1年につき加算される。付加年金は、補償年金と同様の方法で毎年1.5%分加算される。補償年金と付加年金は、年金制度が賦課方式に統合された現在、区別する意味はなく、同じと考えてよい。すなわち受給年金額は、定額の共通基礎年金に所得額と保険料納付年数を基準とした補償年金(付加年金)を加えたものとなる。年金モジュールは、賃金に対して一定水準の掛け率を用いた保険料を基本としている。そのため、年金支給額は賃金に対してスライドしていることになる。

2017年マクリ中道右派政権下で、最低保障年金が法律27426号により制定された。最低保障年金とは30年間以上年金保険料を支払った人に対して、最低賃金の82%を年金として保障するものである。

受給には保険料の30年間納付という厳しい条件を課しているため、経済状況の悪化の下で失業率の拡大やインフォーマルセクターの増大により年金のカバー率は低下傾向にあった。そのため年金モラトリアムが政令で公布された。年金モラトリアムとは、既に年金受給年齢に達しているが保険料支払いが30年に達していない人に対して実施される救済措置で、2年分の支払い義務を1年とし、年金を手続き終了後に支給するというものである。モラトリアム参加者には、最初の1ヶ月分の保険料を納付すると年金が受給される。未払い分の保険料は分割で支払うことになる。他方、2001年経済危機による経済情勢の

悪化に伴い、30年の保険料を納付済みであれば被雇用者は規定の年齢以前に年金を受給できることとなった。

障害年金は、身体機能が三分の二以上喪失して退職した場合に基本給与の70%から50%が支給される。支給額は、退職前の保険料納付の状況により決定される。遺族年金は、子供のいない配偶者または同棲者に対して基本給与の70%が支給される。子供がいる場合は、所定年金の50%が配偶者または同棲者に支給され、残りの50%が残された子供で等分される。

5. 財政方式

年金財政方式は賦課方式であることから、被用者、雇用者および自営業者の支払う保険料が最大の財源となっている。保険料の基礎となる所得は、法律24241号の6条に規定されており、給与、賞与、手数料、チップ等々と種目が列挙されている。また、保険料の徴収は、他の社会保険料とともに連邦徴税局（AFIP：Administración Federal de Ingresos Públicos）により徴収される。そこのホームページにおいて、各納税者は自己の社会保険料（雇用者負担の保険料も含めて）の納付状況の確認が可能となっている。こうした保険料に加えて、所得税の一部、個人不動産税、燃料税の一部、付加価値税の一部およびたばこ税の一部も年金の財源となっている。この他、2008年に民間年金を国有化し、政府は民間年

金基金運用会社に積み立ててある個人年金を国立社会保険機構に移し、その資金は、公的賦課方式安定化基金（Fondo de Garantía de Susutentabilidad del Régimen Previsional Público de Reparto）に編入された。

表1は、2006年から2007年にかけての賦課方式年金受給者の推移と平均年金額を示したものである。アルゼンチンでは、通常老齢年金のことを年金（jubilación）と呼び、遺族年金をペンション（pensión）と呼んで、呼称上これらを区別している。両者の平均年金額は2006年が547ペソ（191.0ドル）から2008年には810ペソ（234.8ドル）に上昇している。これは、キルチネル・クリスティーナ政権において年金のカバー率拡大政策が採られるとともに、年金の支給額自体を引き上げ、高齢者の生活を安定させようとした結果である。2015年末に発足したマクリ中道右派政権は、2016年2月に同年3月からの最低年金を4,959ペソ、最高年金を36,330ペソに引き上げると発表した²。2016年2月26日の公定レートは、1ドル15.6ペソであり、最低年金は3月より317.9ドルということになる。2021年11月30日に通達（Resolución 247/2021）により最低年金は29,061ペソ、最高年金は195,557ペソに引き上げられた（アルゼンチン中央銀行データ 2021年11月30日において1ドル=102.72ペソ）³。つまり2021年11月末の最低年金は約283ドルということになる。

表1 賦課方式年金受給者数（人）・平均年金額（ペソ）

	年金受給者	遺族年金受給者	年金受給者合計	平均年金額	平均遺族年金額	平均額
2006年12月	2,290,065	1,252,405	3,542,470	591	547	575
2007年12月	3,245,621	1,254,535	4,500,156	722	701	716
2008年12月	3,462,576	1,272,295	4,734,871	836	810	829

出所：http://www.anses.gov.ar/default.php 2010/05/25閲覧。

為替レート：2006/12 1ドル=3.07ペソ、2007/12 1ドル=3.15ペソ、2008/12 1ドル=3.45ペソ

表2 国立社会保障機構の財政 2009年6月（単位：100万ペソ）

収入	42,148.10
保険料	29,742.70
税	12,043.30
その他	362.10
支出	41,319.30
年金	34,025.40
家族手当・失業手当等	6,283.00
事務経費	1,010.90

出所：http://www.anses.gov.ar/default.php 2010/05/25閲覧。

6. 制度の企画・運営体制

2008年に民間年金が再国営化されるまでは、公的賦課方式年金制度は国立社会保険機構（ANSES：Administración Nacional de Seguridad Social）が企画・運営し、民間年金部分は年金基金運営会社（AFJP：Administradora de Fondos de Jubilaciones y Pensiones）が運営し、年金基金運営会社監督機構（Superintendencia de AFJP）が監督していた。それが、2008年に再国営化されると全年金システムが公的賦課方式となり、国立社会保険機構により企画・運営されている（表2参照）。ちなみにスペイン語で社会保障（seguridad social）という場合、社会保険を意味することが多く、国立社会保険機構もその例に当たる。国立社会保険機構は、年金の他に失業保険や家族手当の運営も行っている。組織上国立社会保険機構は、労働・雇用・社会保障省（Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social）の社会保険局（Secretaría de Seguridad Social）の監督下にある。他方、非拠出制年金は社会開発・環境省が企画と運営に当たっていた。しかし、マクリ政権になり、非拠出制年金の管轄を社会保険局に移管し、従来の70歳以上の貧困無年金者に対する給付に加えて⁴、2016年に普遍的高齢者年金（Pensión Universal para el Adultos Mayores）制度が設立されている。普遍的高齢者年金の受給条件は、65歳以上のアルゼンチン国籍保有者でアルゼンチン国内に居住し、他のいかなる年金あるいは社会扶助を受給していないこととなっている。さらに受給に際して国立社会保険機構による受給者の社会的・経済的状況ならびに資産状況に関するいわゆるミーンズ・テストがある。また、その支給額は最低年金の80%となっている⁵。普遍的高齢者年金は、基本的に非拠出制年金である。これはインフォーマルセクターを対象としたそれまでこども手当が未受給のこどもに非拠出制のこども手当を給付する、クリスティーナ中道左派政権期に制定された普遍的こども手当と対をなすものである。

7. 最近のできごと

2008年の米国発金融危機を契機に、アルゼンチンではそれまでの民間積立方式が廃止され、全て公的

賦課方式に統一された。その際、それまで民間積立方式で年金基金運用会社に積み立てた個人勘定から付加年金を受給していた年金受給者の取り扱いが問題となった。民間積立方式で年金を受給していた者は、再国営化以降公的賦課方式の付加年金の規定に基づいて年金を受給することとなった。この時点で、民間積立方式による個人積立金の運用成績は、世界金融危機の影響により悪化していたため、再国営化と賦課方式による年金支給に対して強い反対はみられず、唯一年金基金運用会社の労働組合が強硬な反対をしたのみであった。

2015年末に発足したマクリ中道右派政権は、それまでの中道左派政権の規制強化の方針を転換させ、規制緩和政策を採りつつある。しかし、2008年に国有化された年金制度では、中道左派政権が定めた枠組みが継続している。マクリ政権は、2017年に年金支給額を従来のインフレに対応したものから、労働賃金の上昇も組み入れて算出する仕組みに転換した。同時に年金支給開始年齢を、従来の65歳から70歳まで選択できるようにした⁶。

2019年末には再びアルベルト・フェルナンデス中道左派政権が成立した。2022年になり前年からのインフレの一層の加速という状況を前に、同年4月初旬に最低年金受給者に対して6,000ペソの特別給付（bono）を行うと発表した。2021年月4月初旬の最低年金は32,630ペソであるが、これとは別にさらに最低年金受給者は6,000ペソを一度限り受給することとなった⁷（アルゼンチン中央銀行資料によると、2022年4月1日時点で1ドル111ペソ）。

.....

〈注〉

- ¹ <http://www.desarrollosocial.gov.ar/pensiones/logros.asp> 2010/05/25閲覧
- ² <http://library.pressdisplay.com/pressdisplay/viewer.aspx> 2016/02/27閲覧
- ³ Texto completo | Argentina.gob.ar 2022年4月26日閲覧
- ⁴ <https://www.anses.gob.ar/prestaciones/pension-no-contributiva-prestacion-por-vejez/> 2018年5月8日閲覧
- ⁵ <https://www.anses.gob.ar/prestaciones/pension-universal-para-el-adulto-mayor/> 2018年5月8日閲覧
- ⁶ http://www.cac.com.ar/data/documentos/10_Informe%20Sistema%20Previsional%20Argentino-%20Proyecto%20de%20Reforma%2029-11-17.pdf 2018年5月8日閲覧
- ⁷ Bono de 6000 pesos para jubilados y pensionados | anses 2022年4月30日閲覧